

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

- 1 日時
令和7年3月19日（水曜日）
午前10時0分開会、午前11時7分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
千葉盛委員長、大久保隆規副委員長、佐々木順一委員、菅野ひろのり委員、
佐々木茂光委員、松本雄士委員、菅原亮太委員、高橋但馬委員、村上貢一委員、
高田一郎委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
佐々木担当書記、及川担当書記、安達併任書記、成松併任書記、平嶋併任書記
- 6 説明のため出席した者
佐藤農林水産部長、工藤技監兼林務担当技監、村上副部長兼農林水産企画室長、
照井農政担当技監、今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、森山水産担当技監、
佐々木技術参事兼農業振興課総括課長、中村技術参事兼農産園芸課総括課長、
筒井技術参事兼水産振興課総括課長、大坊競馬改革推進室長、
坂田農林水産企画室企画課長、尾形農林水産企画室管理課長、
金野団体指導課総括課長、臼井流通課総括課長、菅原流通課流通企画・県産米課長、
和泉農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
長谷川農業普及技術課農業革新支援課長、黒田農村計画課企画調査課長、
東梅農村建設課総括課長、吉田農産園芸課水田農業課長、村上畜産課総括課長、
高橋畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、砂子田森林整備課総括課長、
小川森林整備課整備課長、田村森林保全課総括課長、野澤水産振興課漁業調整課長、
工藤漁港漁村課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 所管事務調査
宮古市で発生した林野火災への対応について
 - (2) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、所管事務の調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、宮古市で発生した林野火災への対応について、当局から説明を求めます。

○砂子田森林整備課総括課長 昨年4月に宮古市刈屋地区で発生した林野火災への対応について御説明いたします。

1 ページの林野火災の概要をごらん願います。1の対応状況にあるとおり、令和6年4月20日に発生した林野火災は、4月23日の鎮圧、4月28日の鎮火まで8日間を要し、林野被害面積は3(3)にありますとおり187ヘクタールとなりました。

2 ページに参りまして、宮古市の林野火災におきましても各県の防災ヘリコプター及び自衛隊の中型機3機、大型機2機が4日間にわたって消火活動を行いました。

3 ページに参りまして、鎮火後、県職員等が主体となり、被害状況を把握するための現地調査を行いました。調査期間は5日間で、宮古農林振興センター、宮古市、宮古地方森林組合など延べ34名が5班体制で調査を行いました。現地調査結果に基づき、所有形態別、樹種別の被害面積及び被害額などを算定した結果、被害面積187ヘクタールのうち、そのほとんどに当たる182ヘクタールが私有林でございました。樹種別に見ると、スギ、カラマツ、アカマツの針葉樹の被害が100ヘクタールと半数以上を占めており、林齢別に見ると46年生以上、表の中では10齢級以上となる森林が106ヘクタールと全体的に高い林齢の森林となっていました。森林保険の保険料をもとに算定した被害額は3億4,300万円となり、関係する森林所有者は51人となりました。

続きまして、4ページに参りまして、被害の状況把握と復旧方法の検討のため、宮古市が中心となって、県や宮古地方森林組合、宮古地区広域行政組合が構成員となり、宮古市刈屋地区等林地再生対策協議会が5月2日に設置されました。ごらんいただきますとおり、4回の協議会、現地調査、所有者説明会を経て、5月13日に復旧計画方針を策定しています。

続いて、5ページに参りまして、宮古市刈屋地区等林地再生対策協議会では、次の3点を復旧の基本方針とすることといたしました。まずは、早期に林内路網を整備し、被害木の伐採や植林等により森林の公益的機能の回復を図ること。次に、治山ダムなどの防災施設を必要に応じて設置し、土砂流出防止対策を図ること。三つ目として、森林所有者の負担を求めない復旧対策を提案すること。これらの復旧は、令和6年度から令和9年度までのおおむね4年間で復旧することを目指しております。

続きまして、6ページに参りまして、復旧計画についてでございます。まず、林内に到達できる路線が1路線しかなかったことから、令和6年度中に宮古市が単独事業で作業道の新設、林道の修繕を行い、昨年12月に路線が完成したところでございます。復旧箇所につきましては、西側を森林の公益的機能の発揮を主眼に復旧を行う森林保全・防災ゾーン、東側を林業経営の再開を主眼に復旧を行う新しい林業経営ゾーンに区分けし、復旧を図っていくこととしました。森林保全・防災ゾーンでは、西側が土砂流出防備保安林に指定されていたほか、残りが山地災害危険地区でもあったことから、防災施設の設置により保全を図ることとし、所有者の意向を踏まえ、保安林及び今後保安林指定に同意を得た所有者の森林を県が治山事業により復旧することとしております。

次に、新しい林業経営ゾーンでは、森林整備事業に加え、森林経営管理制度の導入などにより保全を図ることとし、宮古市と森林所有者、事業の実施主体が協定を締結し、復旧することとしております。

続きまして、7ページに参りまして、復旧に向けたスケジュールにつきましては、現在林道補修と作業道の開設が終了しており、保安林指定の準備、治山事業の調査を行っているところであり、令和7年度からは本格的に被害木の伐採、整理、再造林、治山ダムの施工を行っていく予定としてございます。

説明は以上になります。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 なければ、これをもって宮古市で発生した林野火災への対応についての調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

○佐々木茂光委員 私からは2点お伺いします。まず1点は、サケのふ化場の活用についてでございます。御案内のとおりサケ、水産物等の不振、不漁が長く続いている中で、これまでサケのふ化場として使われていた施設を活用し、稚魚、それから採卵することによって、サケというよりもマス類で海面養殖が今進んでおります。それらに対する有効活用について再三お話が出ていたところであり、今年度も実際こういう形で進めますという内容のものも届いておりますけれども、これからの取り組みを含めてお示し願いたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 サケふ化場の有効活用についてでございますけれども、佐々木茂光委員御指摘のとおり近年サケの不漁によりまして、漁業協同組合は定置漁業のほか、サケのふ化放流事業につきましても十分に収益を確保できず、依然として厳しい経営状況にあると認識しております。このため、県ではサケふ化放流事業に取り組む漁業協同組合について、国との協議、調整を行い、ふ化場の有効活用を進めるとともに、令和6年度2月補正予算におきまして、ふ化場施設を活用し、漁業協同組合におけるサケマス類の海面養殖種苗生産を支援するさけ定置合理化等実証事業費補助を新たに措置した

ところでございます。県では、引き続き本県の水産振興の中核的な役割を担っております漁業協同組合の経営の安定と強化が図られるよう積極的に支援してまいります。

○佐々木茂光委員 これまで使っていたふ化場は、全箇所対象になるという解釈でよろしいでしょうか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 一般的な解釈となりますけれども、事業の趣旨に沿い、生産の効率化など一定の要件を満たしていれば、基本的には対象になるものと認識しております。

○佐々木茂光委員 一定の要件とはどういうものですか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 要件としましては、佐々木茂光委員からもお話がございましたとおり、近年、特に本県の場合、サケの定置網が不振である中で、そうしたものに代えて新たな漁業や養殖業などに事業転換することによって事業継続することを支援する趣旨の事業でございますので、そういった新たな取り組みによって一定の収益の確保が見込まれるなどの計画が基本的には求められると理解しております。

○佐々木茂光委員 そういう目的に向かって運営していくのだから、ほとんどのふ化場は対象になるという解釈でいいですね。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 基本的にその事業の導入を希望される漁業協同組合については、どういった取り組みを行いたいのかまずは伺った上で、先ほど申しましたように国が定める事業の要件に適合するような計画づくりを支援してまいりたいと考えております。

○佐々木茂光委員 もう一点ですけれども、ALPS処理水の海洋放出について、輸入輸出の規制がまだかかっているのではありませんが、今の取り組みがどういう状況にあるのか見通しを含めてお示し願います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 ALPS処理水の輸入規制による本県水産物の現状についてでございますけれども、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けまして、現在も韓国での本県水産物の輸入停止や台湾での輸入規制強化がとられておりますほか、ALPS処理水の海洋放出に伴いまして、中国やロシアによる本県水産物の輸入停止措置が現在も継続されている状況でございます。

本県水産物の影響についてでございますが、漁業団体からは海洋放出前の令和4年度に比べまして、アワビに関しては令和5年漁獲分の価格は約4割、令和6年度漁獲額は約5割低下したと聞いております。また、ナマコにつきましても令和5年度漁獲分については価格が約3割、令和6年度漁獲分については、1月末現在での比較となりますが約2割低下しているということで、いまだ深刻な影響が続いているところでございます。

今後におきましては、そのような状況の早期解消に向けまして、引き続き国等に対しまして積極的な対応を要望してまいりたいと思っております。

○佐々木茂光委員 価格的にも4割、2割などと落ちているのだけれども、その辺の補償などはあるのですか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 価格低下に対する補償でございますけれども、県内の漁業団体におきまして東京電力ホールディングス株式会社と賠償に向けた交渉を行っております。アワビにつきましては、令和5年度分の損害について賠償の考え方が合意されまして、現在賠償金の支払いが進められているところでございます。ナマコにつきましても、令和5年度分の損害について賠償の考え方が合意されまして、現在支払いに向けた準備が進められているところでございます。

○佐々木茂光委員 そういう状況にあるわけで、国とのやりとりの中で、今後の見通しは示されていないのでしょうか。まず取り組んでいて、それはそれで承知するのだけれども、何とかこの辺ぐらまでは解決したい、そういう規制を撤廃するのだといった取り組みは示されていないですか。

○坂田企画課長 規制解除に向けた取り組みでございますが、県では国に対し、中国等における日本産水産物の輸入停止措置の即時撤廃について、昨年6月の政府予算等に関する提言・要望のほか、4月に行われました県、岩手三陸連携会議、岩手県漁業協同組合連合会による3者要望など、さまざまな機会を捉えて求めてきたところでございます。

そのような中、昨年9月には政府が中国との間で日本産水産物の輸入停止措置の緩和に合意したとの報道や、中国が日本産水産物の輸入をことし前半にも再開する検討に入ったといった報道もあるところでございますが、国からは輸入規制緩和の具体的な内容、緩和される時期等について具体的な説明はまだない状況でございます。県としては、今後国等から発表される情報を注視しまして、早期回復に向け、国に対しさまざまな機会を捉えて要望していきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 私からは、予算特別委員会でもありました家畜人工授精師と家畜診療所、獣医師の体制の二つについて伺いたいと思います。

答弁もありましたけれども、盛岡地域だと2戸についてまだ見つかってないということでしたが、家畜人工授精師の体制はどのようになっているのか、簡単でいいので改めて教えてください。

○高橋振興・衛生課長 家畜人工授精師の現在の状況についてでございますが、岩手県農業共済組合が家畜人工授精業務を廃止した盛岡地域と遠野地域において、本年1月に対象となる328戸全ての継承先が決定しているところです。

菅野ひろのり委員から御指摘のありました2戸につきましても、農業協同組合が受託することで調整が行われておりまして、農家からの依頼を受けて、家畜人工授精業務の対応を随時開始していると承知しております。

○菅野ひろのり委員 今回の県農業共済組合が撤退せざるを得なかった状況の中で、農業協同組合や民間の開業医についてマッチングして行っているということで、県も御尽力いただいて感謝申し上げますが、今後の体制について、もう民間に頼っていくのか、やはりここは農業協同組合にお願いするのか、県は今どのような考えを持っているのか伺います。

○高橋振興・衛生課長 今後の体制につきましては、産業動物獣医師及び家畜人工授精師

ともに広域振興局と地域の自治体、農業協同組合等で設置している検討の場において、地域の実情を踏まえながら、県のみならず市町村、農業協同組合等と連携して検討していく考えであります。

○菅野ひろのり委員 県の過去の答弁では、これから関係団体と協議するというところでいろいろ御連絡もいただいているようですが、協議の具体的な進展状況や今後のスケジュールはどのようなになっているのか伺います。

○高橋振興・衛生課長 菅野ひろのり委員御紹介のとおり、県では今年度から新たに今後の家畜等獣医療提供体制及び家畜人工授精業務のあり方について関係団体と意見交換を始めたところですので。これまで県農業共済組合、県獣医師会、全農岩手県本部、農業協同組合、県家畜人工授精師協会と意見交換を行っている中で、産業動物獣医師と家畜人工授精師に関する共通の意見としましては、現時点で不足はしていないが、今後は従事者の高齢化等により新たな技術者の確保が必要となる。ベテランから若手への技術継承が必要となる。地域によって実情が異なることから、小規模農家でも業務の提供が受けられるような仕組みが必要との意見があったところです。今後地域の検討の場におきまして、地元の市町村等からも意見を伺い、これらの意見をまとめ、今後の対応について関係機関、団体と検討していきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 方向性としては、そういった新たな技術者を確保したり、先ほど述べられたようなものがあると思うのですが、現実的にどうなのかももう少しお聞きしたいと思います。

やはり家畜人工授精師のみでは仕事として当然食べていけないので、例えば家畜人工授精師協会からは収入確保策も必要だという話もあつたり、地域で牛飼いをやっている人がその技術を一緒に行っていくなど方法はいろいろあると思うのです。例えば新たな技術者確保となった場合に、家畜人工授精師の免許を取得している方はどの程度いるのか、将来的な人数をどのように捉えているのか伺いたいです。

○高橋振興・衛生課長 家畜人工授精師の人数ということで、今年度から県独自に、免許を取得している家畜人工授精師の活動状況の把握をしております。また、新たに免許を取得した方の就業状況についても調査を行っております。この調査結果では、県内において農業協同組合や個人開業の施設で家畜人工授精業務を業として提供している家畜人工授精師は279名となっております。また、本年度新たに免許を取得した29名のうち23名が資格を生かせる県内の農業協同組合や法人等に就職または就職見込みとなっております。今後もこのような調査を続けながら、地域の検討会でもその結果を共有しながら、今後のあり方についてどのような対応をしていくのかということも検討していきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 その中で実際に種つけや確保などの活動をしているのは何名ぐらいいらっしゃいますか。

○高橋振興・衛生課長 先ほど279名という調査結果があつたと御紹介いたしました。こ

の方々、農業協同組合を含めた家畜人工授精業務を業として提供する施設で働いている方でございますので、実際に従事されていると承知しております。

○菅野ひろのり委員 農業協同組合や県農業共済組合、県家畜人工授精師協会などからいろいろお話を伺ってきましたけれども、課題意識は皆さん当然一緒ですが、それに対する速効性のある有効な対策はあるかという、やはりなかなか難しいのだと思います。着実な養成や免許を持っている方に動いていただくなどの取り組みは非常に重要だと思っております、これは県農業共済組合や農業協同組合、あとはどこがハンドリングするのかとなると、団体はそれぞれの考えがありますから、私は最終的には県にお願いしたいという思いがあるのです。

一方で、県の人員体制は2課が中心で、高病原性鳥インフルエンザの対応もあります。農林水産部の人員体制を見直してはどうかといった意見もありましたけれども、畜産振興にかける人員体制をしっかりと強化していただきたいと思っております。今業務を担当されていて、まだまだ足りないのか、ふやしたほうがいいのか、率直に伺います。

○村上畜産課総括課長 まずは人工授精師の体制となりますと、菅野ひろのり委員おっしゃるとおり県がハンドリングしながらという御意見もありますけれども、まずは今やっている地域でいろいろな実情があります。例えば農家からの距離など、個人開業の人工授精師の考え方等もありますので、まずは地域の中でどういうことができるか、これからも県として情報提供しながら検討していきたいと思っておりますし、またどういう仕組みが必要なのかということは検討が必要かと思っております。

あとは、県職員の体制でありますけれども、畜産は農業産出額で6割以上を占めるような産業でありますので、例えば土地利用の関係などはそれぞれの課と連携しながらやっておりますし、ことしビジョンの素案も策定し農業分野全てそういうビジョンを策定しながら共有してやっていく中で、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

○菅野ひろのり委員 佐藤農林水産部長、ふやしたほうがよさそうなお話でした。民間や各団体がどんどん厳しくなっている現状で、やはり体制を充実しないとどの分野も業務が手に負えなくなってきたのは私を感じているところです。もう新年度が始まってしまうけれども、農林水産部としてどこに力を入れ、どこに人を投資していくのか。今でも本当に大変なのだと思っておりますけれども、改めてそこも検討課題にさせていただきたいと思っております。

といいますのは、二つ目に移りますが、獣医師の体制です。今県農業共済組合が中心になり、民間の開業医もされていますが、例えば県農業共済組合でいうと県北地域の体制が変更になると聞いておまして、県北地域は目に見えて大変になっていくのだと思っております。その辺の現状や課題をどのように捉えているか伺いたいと思っております。

○高橋振興・衛生課長 菅野ひろのり委員から御紹介もありましたとおり、県農業共済組合の診療体制が変わったことは県としても承知しております。県では、本年1月に県農業共済組合の獣医師と県内の産業動物獣医師の現状や今後のあり方について意見交換の場を

設定したのですが、高病原性鳥インフルエンザの発生に伴いまして、対面の意見交換にかえてアンケート調査で意見の収集を行っております。主な意見としましては、将来的に高度な獣医療を提供していくためには、個人開業獣医師や関係団体が連携して複数の獣医師でチームとなった診療体制が必要であるという意見や県土が広い岩手県において産業動物獣医師の偏在によって獣医療が受けられない地域がないよう畜産農家を支援できる体制が必要などという意見があったところです。

今年度は、県獣医師会などの団体から意見を伺っているところでありまして、このような意見を引き続き関係団体にも共有しながら、来年度はいただいた意見を取りまとめまして、今後どのような対応ができるのかということも含めまして関係機関、団体と連携しながら検討していきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 特に県北地域は酪農家も多い一方で、県土が広いために、夜間診療や連絡があれば遠方への移動など獣医師の労働環境が非常に大変であるという中で、なかなか配置しづらくなってきている現状があると思っています。

加えて言えば、国の方針転換によって、県農業共済組合の経営状況が非常に厳しくなっていて、家畜診療部門、家畜人工授精師業務がどんどん赤字になっていくということで撤退せざるを得ないという判断をしたのですが、一方で家畜診療所の採算についてはマイナスではない感じもしますが大変厳しいと受けとめていまして、県は県農業共済組合の家畜診療所の経営状況をどのように把握しているのかお願いします。

○金野団体指導課総括課長 県農業共済組合の家畜診療所の経営状況であります。菅野ひろのり委員御指摘のとおり共済勘定の見直しに伴い経営が分離化したことで、赤字が顕在化したのはそのとおりであります。一方で、家畜診療所の未収の問題もありまして、診療は提供するのですが、診療のお金をなかなか払っていただけない農家もいると聞いており、ここ一、二年回収体制を強化するということで、収入についてしっかり確保していくということです。一方で、家畜診療所は、家畜共済の観点からいきましても、いわゆる共済事故を未然に防ぐというところで家畜共済の安定的な経営にも資するところがあります。そうしたところで県農業共済組合としましては、家畜診療所はしっかり維持していくけれども、獣医師の労働環境もしっかり確保していかなければいけないということで、体制の見直しはしつつも、その地域における獣医療の提供体制は何とか確保していきたいと今さまざまな検討を重ねていると承知しております。

私どもとしましては、経費の削減だけではなく、新たな収益策なども検討いただきながら獣医療の提供体制や県農業共済組合の経営の安定などを図っていただけるように指導、助言してまいりたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 団体指導課においては、県農業共済組合とその辺についてしっかり会話いただいて、経営状況を把握し、適切な助言をいただきたいと思っています。

その背景には、先ほどありましたけれども、物価や飼料がどんどん高騰してきていて、農家自体の経営が、売上単価といいますか、子牛の価格あるいは利益を生み出す構造がな

かなか難しく共済の支払いの滞納があったりする中で、県農業共済組合としては経営がどんどん厳しくなっていくと家畜診療所の運営を今後どうするのだとなっていく可能性もあるのではないかとも思っているのです。そうすると、今度は獣医師の問題になりまして、そこで働かれています方あるいは民間にどの程度頼れるのかということです。もっと言うと獣医師の業界も本当に高齢化していて、40代や50代の方はなかなかいないと思っています。これは県北地域だけではなくて、県南地域もそうだと思います。そうすると、畜産県といいながらも、その根本になるドクターがいなくなるわけです。これも当然速効性がないのではありますけれども、やはり県と農業協同組合、あるいは県農業共済組合が一体となって、検討協議会など何らかの体制をつくりながら今後の体制を考えていただきたいと思っています。例えば家畜診療所運営委員会などの中で、定期的に今後どういう体制で具体的にやっていくのか。それぞれのところが意見を出し合うだけでは、多分もう物足りなくなってきているのではないかと思います。その上で、組織として家畜人工授精師、家畜診療所の体制、獣医師の体制をどう確保していくのか、実効性のある部隊を動かしていかないともう難しくなっていると感じています。今後どのような考え方で進めていくのか、その辺の方針について伺いたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 獣医療の連携体制をどのようにつくっていくのかという御質問かと受けとめております。今各地域で市町村、農業協同組合などと広域振興局が検討の場を設けており、それぞれの団体、機関でどのような連携、役割分担が必要なのかということも含めて検討していくこととしております。

県としては、県獣医師会や県農業共済組合などから意見をいただいておりますし、その意見を取りまとめて、各機関の役割や連携のあり方をみんなで意識共有し、そしてこれまで集めた意見で各機関がどのような意見をお持ちなのかということも共有しながら検討を進めていきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 佐藤農林水産部長にお聞きしたいと思いますが、家畜人工授精師の体制、獣医師の話、農林水産部内の話もさせていただきましたけれども、今どの組織もマンパワーが足りなくなってきていますし、社会的な課題に対応し切れなくなってきていると私は非常に強く問題意識を持っています。

その中で、一つは県農業共済組合と県がしっかりと会話をしながら、まとまった認識の組織を持ってどう具体的な話を今後つくっていくのかということは喫緊の課題であり、対応いただきたいと思っておりますので、それをどのように考えているのかまず伺いたいです。

2点目としては、農林水産部の対応、畜産課の体制について、もっと強化していただきたいと私は思っています。新年度が始まってしまいますが、高病原性鳥インフルエンザや危機的な対応にとられてしまい、通常の農業振興、畜産振興という観点ではパワーがそがれていきます。もっと言うと、県の種雄牛の取り組みももっとやっていかなければいけないけれども、いる職員で何とか回しているような状態で、リソースが分散されてしまっ

いると思っているのです。やはり本当に注力してやっついていかないと、県の畜産の体制はもう維持できなくなってきたと私は思っています。農林水産部にはその辺ぜひ力を入れてやっていただきたいと思いますが、今後の考えを聞いて終わります。

○佐藤農林水産部長 菅野ひろのり委員から、家畜人工授精師あるいは獣医療体制の安定的な体制といったところで御質問いただきました。

まず、家畜人工授精師については、全ての業務継承が決まることを最優先でこれまで取り組んでまいりましたので、この3月末までに全てが決まったことはよかったと思っています。その上で、安定的な家畜人工授精業務あるいは安定的な獣医療体制の提供などに向けての検討がまさにこの次の段階になってくるのだと思っています。

やはり地域ごとに事情も違いますので、家畜人工授精のときに設けておりました地域ごとの検討の場が引き続きありますので、こういった場を通じて丁寧に意見交換をしていきたいと思っておりますし、先ほど答弁もありましたけれども、新たに家畜人工授精師の活動状況などを把握したり、あるいは関係団体、県獣医師会、全農岩手県本部などとの意見交換をスタートさせております。この部分については、菅野ひろのり委員からも対話を丁寧にやってほしいというお話がありましたので、どういう安定的な体制ができるのか、実効性という部分も含めて、よく検討を重ねていきたいと思っております。

それから、県の体制についてお話がございました。畜産課、団体指導課、農林水産部内の連携はもちろんでございますし、昨今高病原性鳥インフルエンザや大規模な林野火災などの危機管理事案については、全庁的にもどのようにやっていくのかいろいろと検討されておりますので、そういった部分については農林水産部としてもしっかりとかかわっていくということだと思います。それで通常の業務がそがれないようにということだと思いますので、そこはそこでしっかりと進めていきたいと思っておりますし、県の体制についても畜産課や農林水産部に限らず、組織体制は不断の見直しが必要だと思っておりますので、環境変化などの状況もさまざま踏まえながら検討を進めていきたいと思っておりますが、県だけでこういった部分が解決できるというところでもないと思っておりますので、もちろん県もしっかり関与していきますけれども、関係団体とより連携を密にして、しっかり取り組みを進めていきたいと思っております。

○高橋但馬委員 白銀のひかりのプロモーションについて伺います。

白銀のひかりの普及及び販売戦略についての先日の代表質問に対して、知事は県農業団体等で策定したいわてのお米ブランド化生産販売戦略に基づき生産拡大、栽培技術の確立、普及や情報発信に取り組み、令和10年に作付面積1,500ヘクタールを目指すと答弁されました。隣の青森県では、青天の霹靂の話題性のあるPR活動等を通じて、つがるロマンなど他の品種の評価も高まっており、この機運に乗じて令和5年には、はれわたりという新品种をデビューさせています。青森県のみならず、多くの産地で新品种のデビューが続いており、米の産地間競争はこれまで以上に厳しくなっています。白銀のひかりが本県の稲作を照らす希望の光となるためには、生産拡大と高品質な米の安定生産はもちろんのこと、

情報発信も非常に重要だと考えます。まず、令和7年度の白銀のひかりの普及拡大に向けた取り組みについてお知らせください。

○菅原流通企画・県産米課長 白銀のひかりの普及拡大に向けた取り組みについてでございます。

白銀のひかりは、金色の風、銀河のしずくと並ぶブランド米として県内外のスーパーや中食、外食などへの販路開拓を進めることとしておりまして、消費者や実需者の認知度を高め、信頼を得ていくことが重要と考えております。

本格生産が開始されます令和7年度は、認知度の向上にまずは取り組むこととしておりまして、令和7年度岩手県一般会計予算案において消費者に対して県産米のトップセールスやリーフレット等を活用した情報発信、実需者に対しては産地視察会や東京都、大阪府等での意見交換などに要する経費を盛り込んでいるところでございます。ことし秋に市場デビューいたします白銀のひかりの認知度や評価の向上に向けて、令和7年度をスタートに関係機関、団体が一丸となって取り組んでいくこととしております。

○高橋但馬委員 認知度の向上について答弁がありましたけれども、やはりそこは重要なことだと思しますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思ひますし、本県には既に金色の風、銀河のしずくというブランド米があります。生産者の視点としては、金色の風は県南部、銀河のしずくは県中部、そして白銀のひかりは県北部が中心的な地域となって一定のすみ分けがあると考えます。消費者目線でどのような違いを打ち出して、三つのブランド米のプロモーションを展開していくのか、県の考えをお知らせください。

○菅原流通企画・県産米課長 先ほど高橋但馬委員からもお話がございましたけれども、主食用米の産地間競争が激化している状況の中、消費者の皆様に対しては米の品種の特徴に加えまして、品質の高さや生産者の思い、こだわりを積極的に発信していくことが重要だと考えております。

県産米のフラッグシップである金色の風は、豊かな甘みと柔らかさと粘りのバランス、銀河のしずくは透明感のある白さや軽やかな食感、そして今般デビューいたします白銀のひかりにつきましては銀河のしずく譲りの粒の白さと良食味という、それぞれの特徴をPRしていくこととしております。

また、白銀のひかりは県北地域の生産者の要望を受けて開発してきた品種でございますので、こうした県北地域の生産者の思いやこだわりを消費者や実需者の皆様に丁寧にPRしていきます。

これらに加えまして、金色の風、銀河のしずくに続く第3の県オリジナル水稻品種という統一したイメージを県産米の1等米比率が5年連続で全国1位という産地としての本県独自の強みとともにPRしてまいります。

先ほどお話がございましたとおり、白銀のひかりが本県稲作を照らす希望の光となるように、一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

○高橋但馬委員 他県のお米もこれだけたくさん出てきていますし、岩手県の3品種とい

うことで、これからどんどん打ち出していただきたいと思いますのですけれども、他県のお米と岩手県のお米は類似している部分もたくさんあると思いますが、どう区別するのか。例えばおいしさはもちろんのことですけれども、デザインやシンボルマークなどそういう部分で顧客に対してどうアピールしていくかはすごく重要なことだと思いますし、認知をさせるということがこれからの販売促進に対しては重要なことだと思います。市場におけるポジションを明確にするブランディングによるファン獲得です。やはりあのお米がおいしい、このお米を次も買いたいということを植え付けるのがすごく重要だと思うのですけれども、その辺の方針をどう考えているかお知らせください。

○菅原流通企画・県産米課長 まず、デザイン等のお尋ねがございましたけれども、白銀のひかりにつきまして、例えば米袋のデザインやロゴマークに関しましては関係者、販売担当で現在検討しているところでございます。今後よい形で市場の皆さんにPRできればと考えております。

また、認知度の向上につきましては、私ども関係機関と協議会を構成しておりまして、今までも消費拡大月間の取り組みなどPRしてまいりました。今般全農岩手県本部でメジャーリーガーの菊池雄星投手を純情米のアンバサダーに起用いたしましてPRを行っていくということも発表されておりますので、こういったものと連携しながら認知度の向上をしていきたいと考えております。

また、私どもも実需者の皆様と会話する機会がさまざまございます。その際に、岩手県の強みというのが、先ほど申し上げましたとおり品質の高さにあると考えております。県産米の統一的な強みとして品質の高さをPRしていくとともに、あわせて生産者の皆様と品質を高めるような努力をしていきたいと考えています。

○高田一郎委員 中山間地域等直接支払制度の第5期対策の実績について、30市町村、1,070協定、2万4,000ヘクタールということで、耕作放棄地を防止し農地を維持する大きな役割を果たしてきたという評価であり、私も同じような思いですが、30市町村ですからもまだ取り組んでいない自治体もありますし、ホームページで掲載されている令和5年度における中山間地域等直接支払交付金の実施状況を見ますと、例えば一関市と奥州市だけで協定の4割以上、交付金では6割を超えるような状況になっております。県内でも取り組みにばらつき、格差があるといった状況なのですが、これはそもそも傾斜度によって対象にならないためにこういう状況になっているのか。こういう格差、取り組んでいない自治体があることについて、県としてどのように分析されているのかお伺いしたいと思います。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 中山間地域等直接支払制度に取り組んでいない市町村が何市町村かあるということでございます。基本は市町村が農家に直接交付する制度でありますので、やはり傾斜の問題や、そうしたさまざまな地域の事情等を踏まえた上での判断と捉えておりますが、有効な制度でありますので、県としましては、各市町村等に対して引き続き取り組みを進めていただくような働きかけなどはしてまいりたいと考え

ています。

○高田一郎委員 傾斜度が一要因だというお話がありました。本来岩手県内で中山間地域等直接支払制度の対象になるのだけでも、この対象として実際どの程度活動しているのか把握されているのかどうかということと、おとといの質疑の中で、課題としてリーダーの高齢化、あるいは継続困難な集落も出てきている実態はどの程度把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 対象農用地のカバーのお話でございました。国のホームページで実施状況等が広報されており、交付面積率が出されておまして、本県においては92%といった状況でございます。全国で見ますと84%程度といった状況になってございます。対象農用地の状況ということで交付面積率は令和5年度の数値になります。

それから、リーダー等の不在の状況でございますが、これにつきましては1,074協定あり、程度の差はありますけれども、やはりリーダー不足という部分は共通の課題というように認識しております。

○高田一郎委員 そういう第5期対策の課題を踏まえて、新年度からいよいよ第6期対策が始まります。2月あたりからどこの市町村でも集落に対して第6期対策の説明会が開催されている中で、一関市では、第6期対策以降については、いわゆる草刈りだけを行う農用地は維持管理農用地に該当しない、つまり交付対象にしないという説明がされております。これは農家にとっては新たな負担となり、場合によってはこの事業から離脱せざるを得ないといった状況も予想されますし、実際そういう声も出ております。こういう状況になったのはなぜなのか、今後の中山間地域等直接支払制度における影響について、県としてどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 維持管理農用地についての御質問でございます。維持管理農用地につきましては、国の中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用におきまして、調整水田等の維持管理を行う農用地とされております。交付対象となる維持管理農用地は、草刈りなどによる畦畔の維持等がなされるとともに、地力向上のための取り組みとして耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布等適切な維持管理がなされ、作物の栽培が可能な状態に保たれている必要があるということでございます。この定義等扱いにつきましては、今回から新たに始まったものではなく、以前から行われている状況でございます。国からは、第6期対策におきましてもこうした定義等について変更はないものと伺っております。

県では、次年度から第6期対策が開始されますことから、維持管理農用地において適切に維持管理がなされるよう、内容等について会議等を通じて市町村担当者に対して再確認しますとともに、市町村と連携しながら各集落協定へ説明を行ってまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 国の運用通知に基づいて適切に管理できるよう市町村に指導してまいりたいということであります。

どこの市町村でも耕作放棄地問題は大きな課題になっていて、この中山間地域等直接支払制度を活用して農村、農地を守りたいということなのですが、今回が新たな通知ではないということですが、今回が新たな通知ではないということですが、もしこの通知どおりに厳格に対応するとすると、中山間地域等直接支払制度をやめたということが起きかねない状況になっているのではないかと私は思います。現在でも農地を守るために一生懸命草刈り作業をして、場合によっては集落みんなで力を合わせて農地を維持してきたのですが、新年度からはそれだけではなく何も植えるわけではないのにトラクターで耕起しなければならないということです。例えば一関市農業委員会がつくった作業工賃では、耕起をすれば10アール当たり6,200円の支払いをしなければなりません。今少なくない農家の皆さんがトラクターなどを手放してしまって、耕起といっても誰かに頼まなければならない、関係者の交付金は今でも10アール当たり8,000円で、岩手県の平均では大体6割ぐらい個人配分するので4,800円程度です。それを上回るような作業工賃を払わなければならないとなると、そこまで負担をして組合に残ってもしようがないということで、第6期対策からは参加しないということが出始まっています。5年に1度の水張りについても農家から相当批判が出て改善になりましたけれども、県としてもそういう声を国に上げていくべきではないかと私は思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 まず、第6期対策からそのような扱いが始まるものではございません。その上で、本制度につきましては農業生産条件の不利な中山間地域におきまして集落等を単位に農用地を維持管理していくための取り組みを締結しまして、それに従って農業生産活動等を行う場合に面積に応じて一定額を交付するものでございます。急傾斜で、田んぼであれば2万1,000円など単価区分はいろいろございますけれども、国では交付対象としている維持管理農用地については草刈りだけでなく耕起等、地力向上のための取り組みが必要と定めているところでございます。県としましては、農用地の維持管理、農業の生産活動等の継続という制度の趣旨を考慮しますと、草刈りのみの運用で可とするような国への要望等についてはなかなか難しいと考えております。

○高田一郎委員 実際多くの市町村では、この制度を活用して耕作放棄地を防止して、農地を守りたいということですが、国の運用基準を厳格に対応するというものですから、これを活用することによって、組合からやめざるを得ないということが実際出てきているのです。新しい作物をつくるわけではないのだけれども、みんな草刈り作業をして、その農地を守って維持してきたのです。何かをつくるわけでもないのに、耕起あるいは緑肥作物の栽培や堆肥の散布などをしなければ交付の対象にしない、新たな負担を求めるとなると、実際に組合からやめるといった声が出ているのです。中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地をなくして、みんな農地を守ろうということで始まった制度ですが、その制度の趣旨が生かされないような国の通知になっているのではないかと私は思うのですけれども、同じような質問になりますが、改めてお聞きしたいと思います。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 耕作放棄地の防止に向けて、生産条件が不利な

地域、中山間地域において農業生産活動等を通じて耕作放棄地の防止を図っていくといった考え方がございます。農業生産活動等の等のところに維持管理が当たるものでありますが、国の取り決めとして、いつでも耕作、栽培が再開できるような状態に保っておくことといったことがありますので、草刈りのみではなかなか難しいということでもあります。

なお、繰り返しになって恐縮でございますが、今回新たにそういう取り扱いが始まったものではございませんので、そこは確認をしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○高田一郎委員 最後にしますけれども、これは第6期対策で新たに始まったものではないということですが、そういう国の通知がありながら、今まで厳格な対応をしてこなかったのはなぜですか。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 対象農用地につきましては、実施状況確認において適切な農用地の維持管理が行われているか市町村が毎年確認しているものでございます。県は、実施状況等の確認について市町村が行った検査について書面等によって検査しているところですが、市町村からの書面では対象農用地について適切に維持管理がなされているといった報告が行われているところでございます。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願ひします。

次に、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会でございますが、所管事務の現地調査を行いたいと思ひます。調査項目については、畜産研究の状況についてといたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願ひします。

おって、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願ひします。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。

当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和7年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については、当職に御一任願ひしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。